基準10　教育情報等の公表

（１）観点ごとの分析

観点10－１－①：　大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点10－１－②：　入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

観点10－１－③：　教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の２に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

【分析結果とその根拠理由】

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

【改善を要する点】